

平成二十八年十二月二十日受領
答 弁 第 一 二 二 八 号

内閣衆質一九二第二二八号

平成二十八年十二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員井坂信彦君提出朴槿恵大統領弾劾訴追案可決による慰安婦問題への影響に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員井坂信彦君提出朴槿惠大統領弾劾訴追案可決による慰安婦問題への影響に関する質問に対する答弁書

一及び三について

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。

二及び四の（二）について

平成二十七年十二月二十八日の日韓外相会談で確認された慰安婦問題に関する合意（以下「当該合意」という。）については、政府として、大韓民国政府の明確かつ十分な当該合意に対する確約を得たものを受け止めている。当該合意の内容は、岸田外務大臣と尹炳世大韓民国外交部長官が同会談後の共同記者発表の場で発表したとおりであり、政府としては、日韓両政府がそれぞれ当該合意を着実に実施することが重要と考えている。

四の（一）について

政府として、平成二十八年九月七日に行われた日韓首脳会談をはじめとする様々な機会を捉え、大韓民国側に対し、当該合意に基づき、御指摘の少女像の問題の適切な解決のための努力を強く求めてきている。